

②所得割額の軽減

所得割額を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方は、所得割額が一律5割軽減されます。

③被用者保険の被扶養者であった方の軽減

被用者保険※の被扶養者であった方は、所得割額の負担はなく、均等割額が9割軽減されます。

※被用者保険…協会けんぽ・健康保険組合・船員保険・共済組合の公的医療保険の総称(国民健康保険・国民健康保険組合は含みません。)

●保険料の納め方について

保険料の納め方は、年金からお支払いいただく特別徴収と口座振替や納付書でお支払いいただく普通徴収があります。

●年金からのお支払い(特別徴収)

年金の受給額が年額18万円以上の方で、介護保険と後期高齢者医療制度の保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない場合は、年金からお支払いいただきます。

●口座振替や納付書によるお支払い(普通徴収)

年金からのお支払いとならない方は、八百津町から送付される納付書や、口座振替によるお支払いとなります。便利で安心な口座振替がお勧めです。

●保険料のお支払いを年金から口座振替に変更できます

保険料を年金からお支払いいただいている方は、口座振替によるお支払いに切り替えることができます。

口座振替によるお支払いを希望される方は役場1階 町民課 医療年金係にお問い合わせください。

●保険料のお支払いが難しいとき

町民課では、保険料に関する相談を受け付けています。失業や災害などでお支払いが困難な場合はお早めにご相談ください。

十分な収入・資産などがあるにもかかわらず保険料を納めない場合には、法律の定めにより滞納処分が行われることがあります。

○お問い合わせ 役場1階 町民課 医療年金係 ☎ 43-2111 (内線2115)

産業・建設課からのお知らせ

山地災害・林道災害にご注意を！

梅雨、台風などに伴う大雨・長雨時は、山林の地盤が不安定になっています。災害から身を守るには、その前触れを知り、日ごろから十分に備えることが大切です。

災害の前触れ

- ・山から小石がバラバラと落ちてきた場合
- ・河川が急に濁りだしたり、流木が混ざり始めた場合
- ・雨が降っているのに、河川の水位が減り始めた場合
- ・山から聞き慣れない音が聞こえた場合



また、林道の利用については、落石や崩土等が発生する恐れがあります。林道の通行は避け、安全と思われる道路を利用しましょう。

●農地・農業用施設の所有者、管理者(受益者)のみなさまへ

今年も梅雨、台風などに伴う集中豪雨、洪水による災害発生を懸念する時期となりました。特に農地・農業用施設(用水路、排水路、ため池、頭首工、ポンプ場等)の災害は、農業経営の不安定、農地の荒廃を招く要因となります。また、被害が人命、家屋等に及ぶ恐れがあることから、次のような災害防止対策に努めてください。

- ①常に気象情報に注意し、農地・農業用施設の巡回、点検を行ってください。
- ②定期的に、農地・農業用施設の整備、補強を行ってください。
- ③常日頃から洪水時に備え、農業用施設の堆積土砂、流木および浮遊物等の除去を行ってください。
- ④洪水調整として、水田が一時的に降雨を貯留出来るよう努めてください。
- ⑤施設の見回り等においても、人命が最優先です。安全を確認してから行ってください。